

長野市の一部地域における営業時間の短縮等の要請の期間を延長するとともに
長野圏域の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年4月8日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

長野市については、3月29日に感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、3月31日にはさらなる対策の強化として、一部地域における酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間の短縮等の要請を行ったところです。

長野市の直近の感染状況を見ると、1週間の新規陽性者数は94人と、依然として高い水準となっているほか、飲食の機会を起因とする陽性者が継続して確認されています。

また、長野市を除く長野圏域においても、感染経路が不明の事例が多く、また、医療機関における陽性者の確認などのリスクの高い事例もみられます。

県としては、全県への「医療警報」の発出により、県民の皆様のご協力をいただきながら、感染症対策の強化を図っているところですが、長野圏域におけるこれ以上の感染拡大は、全県の医療提供体制に深刻な影響を及ぼしかねません。

このため、4月9日までを期限としている長野市の一部地域における営業時間の短縮等の要請の期間を4月15日まで延長するとともに、本日から4月21日までの間、長野圏域の感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

2 長野市の一部地域における営業時間の短縮等の要請について（4月15日まで）

（特措法第24条第9項）

長野市の一部地域（別紙参照）における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。（期間以外は、令和3年3月31日の要請内容と同様です。）

要請の期間は4月10日*から4月15日までとしますが、感染状況により延長する場合があります。

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 （5時～20時）
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設〕	—	営業時間短縮 （5時～20時）

* 10日の営業時間から（営業時間短縮の場合は10日の20時以降）適用

なお、県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者については、継続して支援します。

3 長野圏域への「特別警報Ⅱ」発出に伴う県の対策強化について（4月21日まで）

長野圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化（長野市においては継続）します。長野圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、「『医療警報』発出に当たってのお願い」に沿った対応を徹底するとともに、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請するとともに、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
- ③ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します

（事業者への協力要請）

- ④ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します
- ⑤ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

（事業者への支援）

- ⑥ 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します

（集中的な検査の実施）

- ⑦ 高齢者施設の従事者等に対し集中的な検査を行います

（公共施設の休止等の検討）

- ⑧ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、長野圏域の市町村に対しても検討を要請します

① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

（特措法第24条第9項）

長野圏域にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が長野圏域を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないよう、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

〔高齢者や基礎疾患のある方等
65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30以上）の方〕

- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請するとともに、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
(特措法第 24 条第 9 項)

長野圏域にお住まいの方や訪問される方に、「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数、長時間とならないように留意し、特に同居のご家族以外で行う飲酒を伴う 5 人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意した上で、事業者、利用者双方で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただくよう協力を要請します。

また、長野圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう引き続き協力を要請します。

- ③ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します

長野圏域にお住まいの方に、リモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、感染拡大地域[※]（宮城県、山形県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、沖縄県）及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域（埼玉県、千葉県、神奈川県）への訪問の自粛について協力を要請します。〈該当地域は R3. 4. 8 現在〉

(特措法第 24 条第 9 項)

また、感染拡大地域及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域からの長野圏域への来訪についても、できるだけ控えていただくようお願いします。

※ 直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県

- ④ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

長野圏域内の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

- ⑤ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

長野圏域において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様、県への事前相談の徹底を求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

- ⑥ 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します
地域経済を活性化するために長野圏域の市町村が行う事業者支援の取組を支援します。
- ⑦ 高齢者施設の従事者等に対し集中的な検査を行います
重症化リスクが高い高齢者等を守るため、感染事例が多く発生している高齢者施設の従事者等に対し、必要に応じて集中的な検査を実施し感染拡大の封じ込めを図ります。
- ⑧ 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、長野圏域の市町村に対しても検討を要請します
人が集まる県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等を含め必要な措置を検討します。長野圏域の市町村に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

【対象区域】

大字長野、大字南長野、大字三輪、三輪6丁目・7丁目、
柳町、大字鶴賀、東鶴賀町、早苗町、南千歳1丁目・2丁目、
大字栗田、大字中御所、中御所1丁目・2丁目・3丁目、
中御所町4丁目

